

独立行政法人農業者年金基金独立行政法人等非識別加工情報提供要領

制定 平成30年2月23日 29独農年業情第22号

改正 令和元年11月25日 元独農年業情第14号

(目的)

第1条 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提供については、独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規程（16独農年企第48号）によるほか、この要領の定めるところによる。

(提案の募集)

第2条 基金は定期的に、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の3第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、法第44条の4の規定に基づき、提案を募集するものとする。

第3条 前条の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案者に対する情報の提供等)

第4条 基金は法第44条の5第1項又は第44条の12第1項の提案（以下「提案」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(提案の受付手続き)

第5条 提案の受付は総務課にて行う。

2 総務課は、提案の受付後速やかに、提案対象となった個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（以下「担当課等」という。）に「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（以下「提案書」という。）を配付する。

(提案書の記載事項の確認)

第6条 担当課等においては、提案書について次の各号について確認する。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体
にあつては、その代表者の氏名
- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
- 三 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の
作成に用いる法第44条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに
足りる事項
- 五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他
当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- 六 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しよう
とする期間
- 七 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独
立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 八 独立行政法人非識別加工情報に関して希望する提供の方法

(提案書の添付書類)

第7条 提案書には次の各号の書類を添付しなければならない。

- 一 提案する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな
国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 二 提案をする者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - イ 未成年者
 - ロ 精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供
して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を
適切に行うことができない者
 - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ニ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成
15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する
法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）
の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ホ 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に
関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - ヘ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項
に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非
識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解
除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

ト 法人その他の団体であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

三 本人確認書類

イ 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

ロ 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前 6 月以内に作成されたもの、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

ハ 提案をする者がやむを得ない事由により前 2 号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため基金が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、基金の長が必要と認める書類

2 前項の規定は、代理人によって提案をする場合に準用する。この場合において、前項第 3 号イからハまでの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

（提案書の訂正）

第 8 条 担当課等において、提案書又は第 7 条により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該提案書若しくは書類の訂正を求めることができる。

（提案の審査）

第 9 条 担当課等は、提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 提案をした者が第 7 条第 1 項第 2 号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

- ニ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 提案書により特定される加工の方法が次の基準に適合するものであること。
 - イ 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - ロ 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - ハ 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に基金において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
 - ニ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - ホ イからニまでに掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること
- 四 提案書記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用期間が利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- 六 独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに提案に係る漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に基金の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 個人情報ファイル簿に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第14条第1項の規定により意見書の提出の機会を与えることができるとされる事項の記

載がある個人情報ファイルに係る提案については、独立行政法人等非識別加工情報の作成に当たって、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 一 提案の年月日
 - 二 提案に係る個人情報ファイルの記録項目
 - 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 個人情報ファイル簿に情報公開法第14条第2項の規定により意見書の提出の機会を与える必要があるとされる事項の記載がある個人情報ファイルに係る提案については、独立行政法人等非識別加工情報の作成に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 一 提案の年月日
 - 二 情報公開法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - 三 提案に係る個人情報ファイルの記録項目
 - 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

(審査結果の通知)

- 第11条 審査した結果、提案が第9条に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 法第44条の9の規定により基金との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - 二 一の契約締結に関する書類
 - 三 納付すべき手数料の額
 - 四 手数料の納付方法
 - 五 手数料の納付期限
 - 六 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
- 2 審査した結果、提案が第9条に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

- 第12条 前条の規定による通知を受けた者は、基金との間で、独立行政法人等

非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第13条 基金は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして第9条第3号に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、基金から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第14条 基金は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 二 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
- 三 次条の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 四 次条の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人非識別加工情報に係る提案)

第15条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号及び第2号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供することを希望する者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第12条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

(手数料)

第16条 第12条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、別紙に定める額の手数料を納めなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第17条 基金は、第12条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第7条第1項第2号のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第18条 基金は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第13条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして次に掲げる基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

一 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること

二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること

三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

2 前項の規定は、基金から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(基金における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第19条 基金は、基金における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この要領は、平成30年2月23日から施行する。

附 則（令和元年11月25日）

この要領は、令和元年11月25日から施行する。

別紙（第 16 条関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料

- 1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 44 条の 9 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 44 条の 13 第 1 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、提案 1 件あたり 21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - (1) 法第 44 条の 8 第 1 項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第 1 項に規定する第三者 1 人につき 210 円（当該機会を与える場合に限る。）
 - (2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
 - (3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

- 2 法第 44 条の 12 第 2 項において準用する法第 44 条の 9 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 44 条の 13 第 1 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 44 条の 9 の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 44 条の 13 第 1 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第 44 条の 9（法第 44 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 提案 1 件あたり 12,600 円